

令和4年第37問

問題

司法書士デービス優希は、令和4年4月18日に事務所を訪れた株式会社ホームショーの代表者から、別紙1から別紙8までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙14のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士デービス優希は、株式会社ホームショーの代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

そこで、司法書士デービス優希は、この依頼に基づき、登記申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月19日に登記の申請をしたところ、同年4月22日に当該登記が完了した。

また、司法書士デービス優希は、令和4年4月25日に事務所を訪れたエッフェル合同会社の代表者から、別紙9から別紙13までの書面のほか、登記申請に必要な書面の提示を受けて確認を行い、別紙15のとおり事情を聴取し、登記すべき事項や登記のための要件などを説明した。そして、司法書士デービス優希は、エッフェル合同会社の代表者から必要な登記の申請書の作成及び登記申請の代理の依頼を受けた。

そこで、司法書士デービス優希は、この依頼に基づき、登記申請に必要な書面の交付を受け、管轄登記所に対し、同年4月26日に登記の申請をした。

以上に基づき、次の問1から問4までに答えなさい。

問1 令和4年4月19日に司法書士デービス優希が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第1欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問2 別紙8の第2号議案で決議された事項に関し、令和4年7月3日開催の取締役会において保有する自己株式の処分の方法について検討したところ、処分をせずに、自己株式の全部につき、同日をもって消却することが決議された場合において、株式会社ホームショーが当該場合について登記すべき事項があるときは、第37問答案用紙の第2欄に当該登記すべき事項を記載しなさい。当該場合において、登記すべき事項がないときは、第37問答案用紙の第2欄に「なし」と記載しなさい。ただし、別紙8の第2号議案で決議されてから令和4年7月3日までの間、自己株式の種類及び種類ごとの数に変更はないものとする。

問3 令和4年4月26日に司法書士サービス優希が申請した登記のうち、当該登記の申請書に記載すべき登記の事由、登記すべき事項、登録免許税額並びに添付書面の名称及び通数を第37問答案用紙の第3欄に記載しなさい。ただし、登録免許税額の内訳については、記載することを要しない。

問4 別紙13の決定書の末尾の(略)とある箇所に記載されている社員全員の氏名又は名称を第37問答案用紙の第4欄に記載しなさい。

(答案作成に当たっての注意事項)

- 1 登記申請書の添付書面については、全て適式に調えられており、別段の記載がない限り、所要の記名・押印がされているものとする。
- 2 登記申請書に会社法人等番号を記載することによる登記事項証明書の添付の省略は、しないものとする。
- 3 被選任者及び被選定者の就任承諾は、別紙6を除き、選任され、又は選定された日に適法に得られ、その旨の書面が調えられているものとする。
- 4 登記申請書の添付書面のうち、就任承諾を証する書面を記載する場合には、各々その資格及び氏名を特定して記載すること。
- 5 登記申請書の添付書面のうち、株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面(株主リスト)を記載する場合は、決議ごとに1通を添付するものとする。
- 6 株式会社ホームショーの定款には、別紙1から別紙8まで及び別紙14に現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 7 株式会社ホームショーは、設立以来、最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上となったことはないものとする。
- 8 別紙8の第1号議案で決議された事項は、普通株式を有する株主に損害を及ぼすおそれはないものとする。
- 9 エッフェル合同会社の定款には、別紙9から別紙13まで及び別紙15に現れている以外には、会社法の規定と異なる定めは、存しないものとする。
- 10 株式会社ホームショー及びエッフェル合同会社を通じて、AからQまでの記号で表示されている者は、いずれも自然人であって、同じ記号の者が各々同一人物であるものとする。
- 11 別紙中、(略)と記載されている部分には、有効な記載があるものとする。
- 12 東京都品川区は、東京法務局品川出張所の管轄である。なお、東京都品川区みなと1番地に株式会社ホームショーと同一の商号の会社は存在しない。
- 13 東京都中央区は、東京法務局の管轄である。
- 14 租税特別措置法等の特例法による登録免許税の減免規定の適用はないものとする。

- 15 登記の申請に伴って必要となる印鑑の提出は、適式にされているものとする。
- 16 登記申請の懈怠については、考慮しないものとする。
- 17 数字を記載する場合には、算用数字を使用すること。
- 18 第37問答案用紙の**各欄に記載する文字は字画を明確にし**、訂正、加入又は削除をするときは、訂正は訂正すべき字句に線を引き、近接箇所に訂正後の字句を記載し、加入は加入する部分を明示して行い、削除は削除すべき字句に線を引いて、訂正、加入又は削除をしたことが明確に分かるように記載すること。ただし、押印や字数を記載することは要しない。

別紙 1

【令和 4 年 2 月 21 日現在の株式会社ホームショーの登記記録の抜粋】

商 号	株式会社ホームショー
本 店	東京都品川区品川 1 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成25年 3 月 1 日
目 的	1 アクセサリーの輸入、販売 2 前号に附帯する一切の業務
単元株式数	普通株式 100株 甲種類株式 50株
発行可能株式総数	12万株
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 3 万株 各種の株式の数 普通株式 2 万株 甲種類株式 1 万株
資本金の額	金 1 億2500万円
発行可能種類株式 総数及び発行する 各種の株式の内 容	普通株式 8 万株 甲種類株式 4 万株 1 剰余金配当に係る優先の定め 甲種類株式は、普通株式に先立ち金10円の剰余金の配当を受ける 2 取得条項の定め (1) 当社は、当社が別途定める日に、甲種類株主から甲種類株式を取得することができる (2) 当社は、(1)により甲種類株式 1 株を取得するのと引換えに、その対価として、普通株式 1 株を交付する
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の普通株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない

役員に関する事項	取締役 A	令和2年3月27日重任
	取締役 B	令和2年3月27日重任
	取締役 C	令和3年3月26日重任
	取締役 D	令和3年3月26日重任
	東京都千代田区千代田1番地 代表取締役 A	令和2年3月27日重任
	東京都世田谷区世田谷1番地 代表取締役 C	令和3年3月26日重任
	監査役 E	平成30年3月23日重任
	監査役 F	平成31年3月22日重任
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	
登記記録に関する事項	平成30年10月1日埼玉県さいたま市浦和区浦和1番地から本店移転 平成30年10月9日登記	

別紙 2

【令和 4 年 2 月 21 日現在の株式会社ホームショーの定款の抜粋】

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社ホームショーと称する。

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都品川区に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第 5 条 当社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査役

(単元株式数)

第 6 条 当社の単元株式数は、普通株式を 100 株とし、甲種類株式を 50 株とする。

(発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)

第 7 条 当社の発行可能株式総数は、12 万株とする。

- 2 当社の発行可能種類株式総数は、普通株式が 8 万株、甲種類株式が 4 万株とする。

(発行する各種類の株式の内容)

第 8 条 当社の発行する各種類株式の内容は、次のとおりとする。

- 1 剰余金配当に係る優先の定め
甲種類株式は、普通株式に先立ち金 10 円の剰余金の配当を受ける。
- 2 取得条項の定め
 - (1) 当社は、当社が別途定める日に、甲種類株主から甲種類株式を取得することができる。
 - (2) 当社は、(1)により甲種類株式 1 株を取得するのと引換えに、その対価として、普通株式 1 株を交付する。

(株式の譲渡制限に関する規定)

第 9 条 当社の普通株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(招集)

第10条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の日の翌日から3か月以内に招集する。

(取締役会の決議の省略)

第20条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(事業年度)

第30条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(その他)

第35条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

別紙 3

【令和 4 年 2 月 21 日開催の株式会社ホームショーの臨時株主総会における議事の概要】

議案 資本金の額の減少の件

議長は、当会社の資本金 1 億 2500 万円のうち金 1 億 1500 万円を減少したい旨を述べ、以下の事項につきその承認を求めたところ、満場異議なくこれを承認可決した。

記

- 1 減少する資本金の額 金 1 億 1500 万円
- 2 効力発生日 令和 4 年 4 月 15 日
- 3 減少する資本金の全部を資本準備金とすること

別紙 4

【令和 4 年 3 月 25 日に決議があったものとみなされた株式会社ホームショーの定時株主総会の議事録】

定時株主総会議事録

(1) 株主総会の決議があったものとみなされた事項の内容

第 1 号議案 令和 3 年事業年度に係る計算書類承認の件

令和 3 年事業年度（自令和 3 年 1 月 1 日至令和 3 年 12 月 31 日）に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表について、承認を得ること。

第 2 号議案 定款一部変更の件

次のとおり、定款の一部を変更すること（下線は変更部分）。

変更前	変更後
【新設】	<u>（監査役の任期）</u> <u>第 25 条の 2 監査役の任期は、選任後</u> <u>10 年以内に終了する事業年度のう</u> <u>ち最終のものに関する定時株主総</u> <u>会の終結の時までとする。</u>

第 3 号議案 取締役選任の件

取締役 A 及び取締役 B につき、本定時株主総会の終結の時をもって任期が満了し退任するため、取締役として次の者を選任すること。なお、取締役 G は、元株式会社ジーンケン銀行の調査部長であり、社外取締役として選任するものである。

取締役 A

取締役 G（社外取締役）

(2) 株主総会の決議があったものとみなされた事項の提案をした者の氏名

取締役 A

(3) 株主総会の決議があったものとみなされた日

令和 4 年 3 月 25 日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

A

令和4年3月10日、取締役Aが当会社の議決権を有する株主全員に対し、上記株主総会の目的である事項について書面にて提案をしたところ、当該提案につき株主全員が書面により同意の意思表示をしたので、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなされた。

令和4年4月1日

株式会社ホームショー

議事録作成者 取締役 A

別紙5

【令和4年3月30日に決議があったものとみなされた株式会社ホームショーの取締役会の議事録】

取締役会議事録

(1) 取締役会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 代表取締役選定の件

代表取締役として、次の者を選定すること。

東京都千代田区千代田1番地

代表取締役 A

第2号議案 本店移転の件

次のとおり本店を移転すること。ただし、現実には、令和4年3月21日に移転を終えている。

新本店所在場所 東京都品川区みなと1番地

第3号議案 資本金の額の減少の効力発生日の変更の件

令和4年2月21日開催の臨時株主総会において決議された資本金の額の減少の効力発生日を、令和4年3月31日に変更すること。

第4号議案 甲種類株式の全部取得の件

定款第8条の規定に従い、令和4年4月15日付けで甲種類株式の全部を取得すること。ただし、対価として交付する普通株式のうち3000株は、当社が保有している自己株式の全部（普通株式3000株）を交付するものとする。

(2) 取締役会の決議があったものとみなされた事項の提案をした者の氏名

取締役 C

(3) 取締役会の決議があったものとみなされた日

令和4年3月30日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った取締役の氏名

C

令和4年3月25日、取締役Cが当会社の取締役及び監査役全員に対し、上記取締役会の決議の目的である事項について書面にて提案をしたところ、当該提案につき、取締役の全員が同意の意思表示を、監査役の全員が異議を述べない旨の意思表示を、各々書面で行ったので、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなされた。

令和4年4月1日

株式会社ホームショー

議事録作成者 取締役 C 印

別紙6

【Aの就任承諾書】

就任承諾書

私は、令和4年3月30日に決議があったものとみなされた取締役会において、
貴社の代表取締役に選定されましたので、その就任を承諾いたします。

令和4年3月30日

住所 東京都千代田区千代田1番地
氏名 A

株式会社ホームショー 御中

別紙 7

【令和 4 年 3 月 30 日付けで株式会社ホームショーが同社の甲種類株式の株主及びその登録株式質権者に対して通知した通知書の抜粋】

通 知 書

令和 4 年 3 月 30 日に決議があったものとみなされた取締役会において、定款第 8 条の規定に従い、令和 4 年 4 月 15 日付けで甲種類株式の全部を取得することが決定されましたので、ご通知いたします。

(略)

別紙 8

【令和 4 年 4 月 15 日開催の株式会社ホームショーの取締役会における議事の概要】

第 1 号議案 単元株式数の廃止の件

議長は、定款第 6 条に規定されている単元株式数の定めを廃止し、本日付けで次のとおり定款を変更することを提案したところ、全員異議なく賛成可決した(下線は変更部分)。

変更前	変更後
<u>(単元株式数)</u> 第 6 条 <u>当会社の単元株式数は、普通株式を 100 株とし、甲種類株式を 50 株とする。</u>	第 6 条 <u>削除</u>

第 2 号議案 自己株式の処分の件

議長は、当会社が保有する自己株式の処分の方法につき、約 3 か月後の令和 4 年 7 月 3 日に開催を予定している取締役会において検討することを提案したところ、全員異議なく賛成可決した。

別紙 9

【令和 4 年 4 月 18 日現在のエッフェル合同会社の登記記録の抜粋】

商 号	エッフェル合同会社
本 店	東京都中央区中央 1 番地
公告をする方法	官報に掲載してする
会社成立の年月日	平成26年 7 月 1 日
目 的	1 アクセサリーの販売 2 前号に附帯する一切の業務
資本金の額	金1200万円
社員に関する事項	業務執行社員 株式会社ホームショー
	業務執行社員 H
	業務執行社員 K
	東京都品川区品川 1 番地 代表社員 株式会社ホームショー
	東京都千代田区千代田 1 番地 職務執行者 A
	東京都渋谷区渋谷 1 番地 代表社員 H
登記記録に関する事項	平成27年 4 月 1 日千葉県柏市柏 1 番地から本店移転 平成27年 4 月 3 日登記

【令和4年4月18日現在のエッフェル合同会社の定款の抜粋】

(商号)

第1条 当会社は、エッフェル合同会社と称する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 アクセサリーの販売
- 2 前号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都中央区に置く。

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

(社員の氏名、住所、出資及び責任)

第5条 当会社の社員の氏名又は名称、住所、出資の目的及びその価額又はその評価の基準並びに社員の責任は、次のとおりとする。

- ① 金200万円 住所(略)
有限責任社員 株式会社ホームショー
- ② 金200万円 住所(略)
有限責任社員 H
- ③ 金200万円 住所(略)
有限責任社員 J
- ④ 金200万円 住所(略)
有限責任社員 K
- ⑤ 金200万円 住所(略)
有限責任社員 L
- ⑥ 金200万円 住所(略)
有限責任社員 M

(業務執行社員)

第6条 当会社の業務は、業務執行社員がこれを執行するものとする。

2 業務執行社員は、総社員の同意により社員の中からこれを選任する。

(代表社員)

第7条 当会社の代表社員は、業務執行社員の互選をもって、これを定める。

(事業年度)

第8条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令の定めるところによる。

【令和4年4月18日付けのエッフェル合同会社の総社員の同意書の抜粋】

総社員の同意書

令和4年4月18日、エッフェル合同会社の社員全員は、次の各事項について同意した。

1. 社員Mを業務執行社員に選任すること。
2. 社員Nが、有限責任社員として当会社に参加すること。
 - (1) 新加入社員の氏名、住所、出資の目的及びその価額並びに責任は、次のとおり。
金200万円 住所（略） 有限責任社員 N
 - (2) 定款第5条第1項に、⑦として、次の条項を追加すること（下線は変更部分）。

変更前	変更後
【新設】	⑦ 金200万円 住所（略） 有限責任社員 N

3. 社員Hが、本年4月25日をもって、その持分の全部をPに譲渡して退社し、これを譲り受けたPは、同時に加入すること。
 - (1) 新加入社員の氏名、住所、出資の目的及びその価額並びに責任は、次のとおり。
金200万円 住所（略） 有限責任社員 P
 - (2) 本年4月25日をもって、定款第5条第1項のうち、②を次のとおり変更すること（下線は変更部分）。

変更前	変更後
② 金200万円 住所（略） 有限責任社員 H	② 金200万円 住所（略） 有限責任社員 P

以上のとおり同意したので、社員全員が次に記名押印する。

令和4年4月18日

（略）

別紙12

【令和4年4月18日付けの譲渡人H及び譲受人Pに係る持分譲渡契約書の抜粋】

持分譲渡契約書

譲渡人H及び譲受人Pは、エッフェル合同会社の持分の譲渡について、次のとおり契約を締結する。

1. 譲渡人Hは、その有するエッフェル合同会社の持分の全部を譲受人Pに譲渡して同社を退社し、譲受人Pは、これを譲り受けて同社に加入する。
2. 前項の持分の譲渡価格は、金150万円とする。
3. 第1項の譲渡の期日は、令和4年4月25日とする。

(略)

別紙13

【令和4年4月19日付けのエッフェル合同会社の決定書の抜粋】

決 定 書

令和4年4月19日、次の各事項について決定した。

1. 令和4年4月18日付けで総社員が同意した社員Nの加入に伴い出資される金200万円のうち、金80万円を増加すべき資本金の額とすること。
2. 本日、有限責任社員Lがその持分の全部をQ（住所（略））に譲渡することにつき、その承諾をすること。

以上のとおり決定することに同意した社員が次に記名押印する。

令和4年4月19日

エッフェル合同会社

(略)

別紙14

【司法書士デービス優希の聴取記録（令和4年4月18日）】

- 1 別紙1は、令和4年2月21日現在の株式会社ホームショーの登記記録を抜粋したものであり、令和4年4月18日現在においても変更はない。
- 2 別紙2は、令和4年2月21日現在の株式会社ホームショーの定款の抜粋である。
- 3 株式会社ホームショーの令和4年2月21日に開催された臨時株主総会には、議決権のある株主全員が出席し、その議事の概要は、別紙3に記載されているとおりである。なお、令和4年2月22日付け官報において、当該株主総会において決議された資本金の額の減少に係る債権者保護手段としての公告を行った。また、知っている債権者に対する各別の催告は、異議申出期間を1か月として行い、全て同月24日までに到達している。
- 4 前項の資本金の額の減少に対して1名の債権者が異議を述べたところ、株式会社ホームショーは、当該債権者に対し、令和4年3月15日に債務の全額を弁済した。なお、他に異議を述べた債権者はない。
- 5 別紙4は、令和4年3月25日に決議があったものとみなされた株式会社ホームショーの定時株主総会の議事録であり、議事録作成者としてAが記名しているものの押印はされておらず、他の取締役及び監査役については、その記名も押印もない。
- 6 別紙5は、令和4年3月30日に決議があったものとみなされた株式会社ホームショーの取締役会の議事録であり、議事録作成者としてCが登記所に提出している印鑑と同一の印鑑を押印しているが、他の取締役及び監査役については、その記名も押印もない。
- 7 別紙6は、令和4年3月30日に株式会社ホームショーの代表者に対し提出されたAの就任承諾書であり、Aが署名しているものの押印はされていない。
- 8 別紙7は、令和4年3月30日付けで株式会社ホームショーが同社の甲種類株式の株主及びその登録株式質権者に対して通知した通知書の抜粋である。
- 9 株式会社ホームショーの令和4年4月15日に開催された取締役会には、取締役及び監査役の全員が出席し、その議事概要は別紙8に記載されているとおりである。

別紙15

【司法書士デービス優希の聴取記録（令和4年4月25日）】

- 1 別紙9は、令和4年4月18日現在のエッフェル合同会社の登記記録を抜粋したものであり、令和4年4月25日現在においても変更はない。
- 2 別紙10は、令和4年4月18日に総社員による同意がされる直前のエッフェル合同会社の定款の抜粋である。
- 3 別紙11は、令和4年4月18日付けのエッフェル合同会社の総社員の同意書の抜粋である。
- 4 別紙12は、令和4年4月18日付けの譲渡人H及び譲受人Pに係る持分譲渡契約書の抜粋である。
- 5 別紙13は、令和4年4月19日付けのエッフェル合同会社の決定書の抜粋である。当該決定書の末尾の（略）とある箇所には、当該決定書に記載されている全ての事項が有効となるために最低限必要な社員全員の記名押印がされている。
- 6 株式会社ホームショーからエッフェル合同会社の社員全員に対し、別紙4及び別紙5で決議があったものとみなされた事項が令和4年4月22日に連絡されたところ、エッフェル合同会社の代表者からデービス優希に対し、必要な登記を申請するよう申出があった。
- 7 Nは、令和4年4月20日に出資全額の払込みをした。
- 8 Hがその持分全部をPに譲渡する手続は、令和4年4月25日までに完了した。

解答例

第1欄

【登記の事由】

取締役、代表取締役及び監査役の変更
本店移転
資本金の額の減少
取得条項付株式の取得と引換えにする株式の発行
単元株式数の定め廃止

【登記すべき事項】

令和4年3月25日次の者退任
取締役 B
代表取締役 A
監査役 E
令和4年3月25日取締役A重任
令和4年3月25日取締役G就任
令和4年3月30日次の者就任
東京都千代田区千代田1番地
代表取締役 A
令和4年3月30日本店移転
本店 東京都品川区みなと1番地
令和4年3月31日変更
資本金の額 金1,000万円
令和4年4月15日変更
発行済株式の総数 3万7,000株
発行済各種の株式の数 普通株式 2万7,000株
甲種類株式 1万株
令和4年4月15日単元株式数の定め廃止

【登録免許税額】

金 9 万円

【添付書面の名称及び通数】

定款	1 通
株主総会議事録	2 通
株主の氏名又は名称、住所及び議決権数等を証する書面（株主リスト）	2 通
取締役会議事録	2 通
公告及び催告をしたことを証する書面	2 通
異議を述べた債権者に対し弁済したことを証する書面	1 通
取締役 A の就任承諾書	1 通
代表取締役 A の就任承諾書	1 通
取締役 G の就任承諾書	1 通
本人確認証明書	1 通
委任状	1 通

第 2 欄

令和 4 年 7 月 3 日変更

発行済株式の総数 2 万 7,000 株

発行済各種の株式の数 普通株式 2 万 7,000 株

甲種類株式 0 株

第3欄

【登記の事由】

代表社員の住所変更

業務執行社員の退社及び加入

代表社員の変更

資本金の額の増加

【登記すべき事項】

令和4年3月30日代表社員株式会社ホームショーの本店移転

本店 東京都品川区みなと1番地

令和4年4月18日業務執行社員M加入

令和4年4月25日次の者退社

業務執行社員 H

代表社員 H

令和4年4月20日変更

資本金の額 金1,280万円

【登録免許税額】

金 4 万円

【添付書面の名称及び通数】

総社員の同意書	1 通
持分譲渡契約書	1 通
払込みがあったことを証する書面	1 通
決定書	1 通
登記事項証明書	1 通
委任状	1 通

第 4 欄

株式会社ホームショー

H

K

M